

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策
分類	【価格高騰対策】【水田・畑作、園芸】
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 ・事業主体：日本施設園芸協会 ・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 ・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 〔事業内容〕 セーフティネットの構築支援 農業者と国の拠出により、燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)価格が一定基準以上(原則：令和7事業年度発動基準価格 94.1 円/ℓ(A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国＝1：1 の拠出により積立をする)を支援します。 〔補助要件〕 ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。 (10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 〔対象油種：A 重油、灯油、LP ガス、LNG〕 令和 7 事業年度セーフティネット補填金(単価は A 重油の場合) ・農家積立単価：基準価格 94.1 円に対し、 115%(14.1 円/ℓ)、130%(28.2 円/ℓ)、150%(47.1 円/ℓ)、 170%(65.9 円/ℓ)の 4 コースから選択 ×燃料購入予定数量×1/2 ・発動基準価格(原則：94.1 円/ℓ月別全国平均価格：コース関係なく同一単価)を超えた場合の燃料価格差を補填 〔補助限度額・補助率〕 ・補填金単価：当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：94.1 円/ℓ) ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量×補填割合 (70～100%) (総限度額は農家積立額の 2 倍まで) ※補填割合は特例の適用により変動 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい

事業名	飼料国内自給化緊急対策事業
分類	【価格高騰対策】【畜産】
事業要旨	輸入飼料価格に左右されない国産飼料を主体にした経営構造へと転換を図るため、自給飼料の生産拡大の取組を支援するとともに、食品残さや未利用資源等を飼料として活用する取組を支援することで、持続的に発展できる足腰の強い畜産経営体の確立を目指す。
事業概要	〔事業主体〕 県内に農場あるいは事業所があり、国産飼料の生産・供給・利用拡大に取り組む以下に当てはまる者 ・ 畜産農家または耕種農家 ・ 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等） ・ 県内に農場がある 1 戸以上の畜産農家を含む多様な事業者で構成される集団等（コンソーシアム等） 〔事業内容〕 1 国産飼料の利用拡大への支援 （1）国産飼料生産拡大対策 飼料作物の生産面積拡大の取組に対する支援 （2）食品残さ等飼料化対策 食品残さや未利用資源の飼料化の検討に要する経費への補助 〔補助率及び補助額〕 1 国産飼料の利用拡大への支援 （1）10 千円/10a （2）1/2 以内 〔問合せ先〕 畜産課生産振興G TEL：029-301-3993 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 〔 県北：0294-87-6680、県央：029-231-0476、鹿行：0291-33-4118、 県南：029-822-8521、県西：0296-24-9166 〕

国産飼料を増産し、利用を拡大したい

事業名	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
分類	【価格高騰対策】【畜産】
事業要旨	飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、飼料作物の生産・利用の地域モデル実証、飼料生産組織の体制強化、飼料作物の生産性向上、国産飼料の流通推進等の取組を支援します。
事業概要	【事業主体】 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち ①飼料作物の生産・利用の地域モデル実証：協議会、全国団体 ②飼料生産組織の体制強化支援：生産者集団等 ③飼料作物の生産性向上対策：JA、公社、TMR センター等の農業者団体等 ④国産飼料の流通推進対策：耕種農家、畜産農家、国産飼料生産者 全国団体、飼料販売業者、民間団体等 ⑤国産飼料流通拠点整備対策：民間団体 【事業内容】 ①飼料作物の生産・利用の地域モデル実証 ・飼料生産組織を核に、地域ぐるみでの青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用のモデル実証を支援 ②飼料生産組織の体制強化支援 ・飼料生産組織の機械導入等や作業規模を拡大する取組を支援 ③飼料作物の生産性向上対策 ・草地改良技術の実証、中山間地域での飼料増産活動の取組を支援 ④国産飼料の流通推進対策 ・国産飼料供給連携体制の構築による供給拡大や、流通体制の構築、国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等の取組を支援 ⑤国産飼料流通拠点整備対策 ・国産飼料の流通拡大に必要な保管施設等の整備を支援 【補助率及び補助額】 ①飼料作物の生産・利用の地域モデル実証：定額 ②飼料生産組織の体制強化支援： 1/2 以内、定額（1 年目 12,000 円/10a 以内、2 年目 5,000 円/10a 以内） ③飼料作物の生産性向上対策：定額、1/2 以内 ④国産飼料の流通推進対策：定額、1/2 以内 ⑤国産飼料流通拠点整備対策：1/2 以内 【問合せ先】 農林水産省畜産局飼料課（03-6744-7192）

資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で生産・利用したい

事業名	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業
分類	【価格高騰対策】【畜産】
事業要旨	良質な堆肥を生産する畜産農家とそれらの堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。
事業概要	〔事業主体〕 資源循環型の農業団地を形成する「畜産農家」、「耕種農家」、「畜産農家や耕種農家が組織する団体」 〔対象事業〕 1 畜産農家の取組支援 良質堆肥生産のための施設・機械整備支援 (コンポスト、堆肥舎、ペレット造粒機など) 2 耕種農家の取組支援 ・堆肥利用に必要な機械整備 ・ペレット堆肥利用への補助 〔補助要件等〕 畜産農家2戸以上と耕種農家2戸以上による資源循環型の農業団地の構成員であること 〔対象経費〕 当該事業を実施するのに要する経費 〔補助限度額等〕 1 については対象経費の1/2以内 2 については機械整備は対象経費の1/2以内 ペレット堆肥利用補助は定額 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931